

5-4

庶発第343号 昭和35年5月17日

外務大臣 藤山 愛一郎 殿

日本学術会議会長 和達 清夫

日ソ両学界相互の間に、学術の交流を促進し、その政府間協定の締結について(勧告)標記のことについて、本会議第31回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

かねて日本学術会議は、世界のあらゆる国の科学者と提携して、科学の向上発達に寄与すべく努めてきたが、既に1956年以来国交の回復しているソビエト連邦との間に、今なお正式の文化協定が成立していないために、科学技術の交流の面で多大の不自由を感じている。

政府は、科学技術の交流に遺憾なきを期するため、同国と文化協定を、すみやかに締結することに努力されたい。

なお、この協定が、できるだけすみやかに、学問のあらゆる分野を網らすことになるよう配慮されたく、また、協定の内容で学術研究に関する事項については、日本学術会議を通じて、ひろく学界の意見を聴換されたい。

5-5

庶発第339号 昭和35年5月18日

内閣総理大臣 岸 信介 殿

日本学術会議会長 和達 清夫

南極地域観測事業について(勧告)

標記のことについて、本会議第31回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

政府は、日本学術会議の前後2回の勧告を受け入れて、わが国が南極地域観測事業に参加すること及びそれを継続することを決定し、1956年の第1次観測隊以来毎年観測隊を派遣している。現に、第4次観測隊の越冬隊は昭和基地において観測調査を実施中であるが、現在のところ第5次観測隊の派遣をもつて終了することになっている。

しかしながら、国際的にわが国の責任範囲と了解されている地域の基礎科学的観測調査のためには、既定計画の遂行だけでは不十分であつて、なお2か年の継続を必要とする。

また、わが南極地域観測隊によつて得られたすべての科学的資料を整理・保管・研究して、国内及び世界の学術の進展に寄与するとともに、将来の極地科学の研究を健全に発展させるためには、恒久的な機関を設置する必要がある。

さらに、1959年12月、関係諸国は、南極条約を締結し、わが国もこれに署名したのであるが、この南極条約による「南極地域の純学術的及び完全な平和利用目的の開発の半永久的継続」という方針に対して、わが国として協力する体制を樹立する必要がある。

よつて、政府は、次の計画を実施するために必要な措置をとられたい。

1. 南極地域観測事業を、現在の体制の下で、さらに2か年継続すること。
2. 南極地域観測によつて得られた科学資料の整理・保管・研究ならびに南極地域に関する総合的研究を実施するために、日本学術会議の意見を聞いて、恒久的な機関を設置すること。

かつ、これを中心に、南極条約の精神に基づいて、南極地域の平和利用のために協力する体制を樹立すること。

5-6

庶発第383号 昭和35年6月1日

内閣総理大臣 岸 信介 殿

日本学術会議会長 和達清夫

国際インド洋調査について(勧告)

標記のことについて、本会議第31回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

国際学術連合会議(International Council of Scientific Unions, ICSU)の海洋研究特別委員会(Special Committee on Oceanic Research, SCOR)は、かねてインド洋の国際共同学術調査を実施することを計画中であつたが、いよいよ本年からそれを開始しようとし、わが国もこれに参加するよう強く要請している。

日本学術会議は、この国際共同学術調査は学術上極めて有意義であるばかりでなく、人類の福祉の増進に貢献することも極めて大きいと確信する。

つては、政府は、この国際インド洋調査にわが国が参加することについて、適切な措置を講ぜられたい。

理 由

国際インド洋調査は、地球上の未開発地域の一つであるインド洋について、各国が共同して、総合的、組織的な学術調査を行なおうとするもので、幾多の科学的事実が発見されることが予想され、学術上極めて有意義である。かつ、この学術調査は、この地域の資源開発に大きな成果をもたらし、人類の福祉に貢献すること極めて大きいと期待される。

わが国は、これまでインド洋における漁業に深い関心をもち、かつ、その資源開発に大きな寄与を果してきており、また、海洋研究活動も盛んであるから、この学術調査に参加することは国際的な義務であると考えらる。

この計画に参加して所期の成果を得るためには、これを国家的事業としてとりあげ、政府各機関の協力により、これを推進することが必要である。

5-7

庶発第459号 昭和35年6月22日

文部大臣 松田竹千代 殿

日本学術会議会長 和達清夫

「大学におけるロシア語教育の充実について(勧告)」の補足について(勧告)

昭和35年5月6日付庶発第303号で貴大臣あて勧告した標記について、下記のとおり補足いたします。